

シンガポールの電子決済サービス「PayNow」

シンガポールは、2020年の国際決済銀行（BIS）の統計によれば、居住者1人あたりのキャッシュレス決済取扱件数が世界で最も多い国となっています。電子決済サービス利用者の5分の1を50歳以上の中高齢者が占めており、伝統的な屋台といった場所でも利用可能である等、年齢や場所に関わらず、幅広く普及が進んでいます。

シンガポールでは、日本でも普及しているQRコード決済やカードタッチ式決済等も利用されていますが、登録・利用の手軽さ・簡便さで、多くの国民に利用されている電子決済サービス「PayNow」についてレポートします。

◆「PayNow」の概要

「PayNow」は、シンガポール銀行協会が主導し、シンガポールの9つの金融機関と3つの電子決済業者が連携して、2017年に運用開始したサービスです。銀行口座と携帯電話番号を紐付け登録することで利用ができ、スマートフォン等の銀行アプリの中で、同様に「PayNow」に登録している送金先の「携帯電話番号（個人）」や「事業者番号（法人）」と金額を入力すると、即時に資金決済ができます。

利用限度額は1日当たり20万シンガポールドル（約1,600万円）となっていますが、利用の大部分は小口決済が占めているようです。コロナ禍によって非対面・非接触ニーズが高まったこともあり、電子決済全体の利用増加に伴って、「PayNow」の取引件数も、2020年には前年比2倍超に拡大しました。

◆タイの電子決済サービスとの連携

シンガポール国内での存在感を高めている「PayNow」ですが、2021年4月から、タイで4,500万人（国民の約60%）以上が利用している同種の電子決済サービス「PromptPay」との連携が開始されました。この連携には、「PayNow」に連携している3つの銀行と、「PromptPay」に連携する4つのタイの銀行が参加しており、これらの銀行のアプリ利用者同士であれば、相手の携帯電話番号が分かれば、簡単・安価に両国間の小口外国送金（約8万円以下）ができるようになりました。

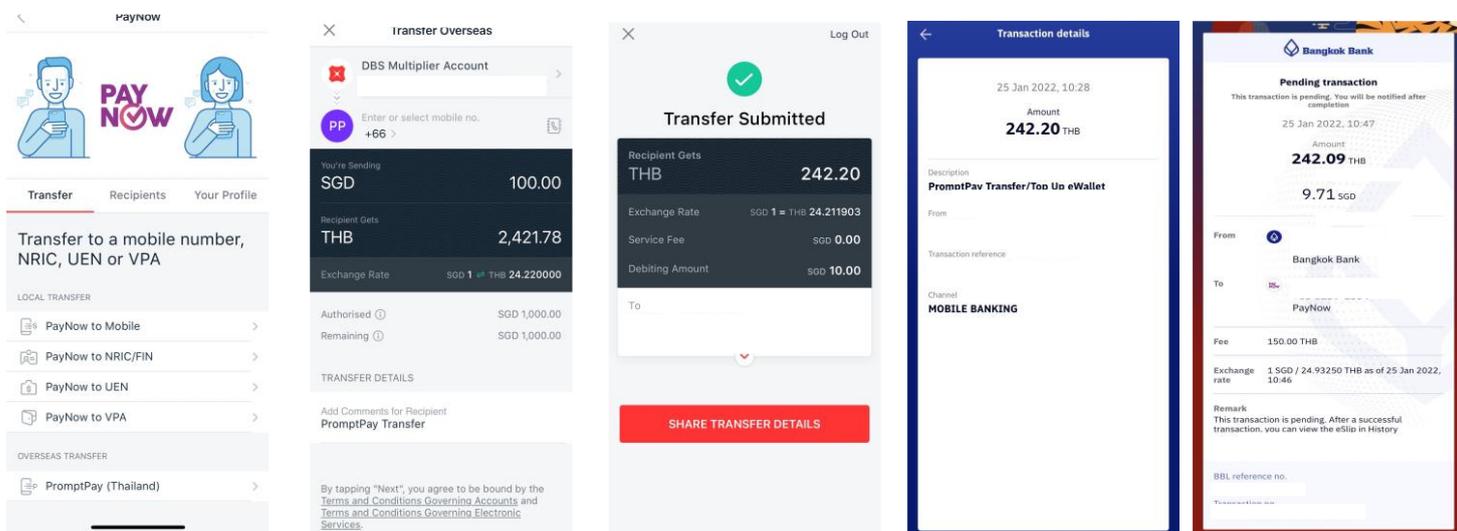
シンガポールからタイへの外国送金の比較

	一般的な外国送金	PayNow
必要情報	銀行名、支店名、口座番号、口座名義、住所、SWIFTコード等	銀行口座と紐づいた携帯電話番号
手数料	数千円～	～数百円
所要時間	当日～数日中	即時
送金額	基本的に無制限	1,000シンガポールドル以下（約8万円以下）

◆ 「PayNow」 から 「PromptPay」 に送金してみました

筆者から当行のタイ駐在員あてに、「PayNow」と「PromptPay」を利用して、実際に海外送金を行った際の様子が、以下の写真です。一般的な外国送金手続きと較べると、簡便な操作で手続きが済んだことが印象的でした。

【スマホアプリでの実際の操作画面】



- ① 銀行アプリのメニューで、「PromptPay」を選択
- ② 送金先の携帯電話番号と、送金額を設定。着金額もその場で確認可。
- ③ 内容確定後、送金ボタンを押下する。DBS銀行では、送金手数料は無料。
※銀行毎に異なります。
- ④ (タイ側の画面) 送金直後に、受取り側で着金確認。
- ⑤ PromptPayでも、同様の操作で即時送金が可能。バンコック銀行では、送金手数料は約500円。
※銀行毎に異なります。

◆ 国際決済サービス網拡充の動き

2021年9月にシンガポール政府は、インドの「総合決済インターフェイス (UPI)」およびマレーシアの「DuitNow」という2つの電子決済サービスについて、2022年中に「PayNow」と連携させる計画を発表しました。連携先の更なる拡大には、国際的なマネーローンダリング対策や、マイナー通貨の両替の可否、取引の安全性担保等、課題は多くありますが、ヒト・モノ・カネを呼び込むことで成長を遂げてきたシンガポールにとって、簡便な国際決済インフラを充実させることは、国家的なプロジェクトの一つになっています。

シンガポールや東南アジアで事業を営む企業からは、「簡便・安価な国際決済サービスが拡充すれば、海外ビジネスのハードルの一つが下がることになる。今後も更なる利便性の向上を期待している。」
「対象国が拡大すると利便性ますます高くなる。世界的にも拡大していくのではないか。」といった声が挙がる等、注目が集まっています。

(シンガポール駐在員事務所 青松 隆太)

【お問合せ先】

七十七銀行 市場国際部 アジアビジネス支援室
TEL.022-211-9880

【Global Letter NEXT ホームページ】

その他の記事はこちらからご覧ください。

https://www.77bank.co.jp/kokusai/globalletter_next/



本紙記載の内容につきましては、当行が信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。